

清須市放課後子ども教室 利用の手引き

目 次

1	放課後子ども教室の概要	1
(1)	開設の目的	1
(2)	対象者及び運営日・時間、利用料	1
(3)	放課後子ども教室と放課後児童クラブ（児童館）との違い	1
(4)	運営場所及び連絡先	2
(5)	教室運営	2
(6)	教室でできること	2
2	放課後子ども教室への参加	3
(1)	1日の流れ	3
(2)	運営上のルール	3
(3)	参加カードについて	4
(4)	指定リボンについて	4
3	その他	5
(1)	利用登録の辞退・内容変更・再登録について	5
(2)	長期休業（夏休みや冬休み等）の期間について	5
(3)	インフルエンザ等による学級閉鎖の場合について	6
(4)	病気やケガをしている場合に参加について	6
(5)	参加中に生じた事故や急病の場合について	6
(6)	傷害保険について	6
(7)	災害時における放課後子ども教室の開催について	7
4	利用に関するQ&A	8

1 放課後子ども教室の概要

(1) 開設の目的

小学校の施設・余裕教室等を活用して、地域社会における児童の安全で安心な活動の拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら、実情に応じて子どもたちに遊びや自主的な学習、スポーツや文化活動、体験、交流活動等を行う場所及び機会を提供するものです。

(2) 対象者及び運営日・時間・利用料

対象者	小学校1年生～6年生の児童（事前登録の必要あり）
運営日	学校給食のある月曜日～金曜日（遠足の日は、例外で運営します） ※運営しない日 ・土曜日、日曜日、祝祭日 ・長期休業日（夏休み、冬休み、春休み） ・災害等により児童の安全に支障をきたす恐れのある場合
運営時間	学校終了後～17時00分まで
利用料	年額500円（保険料等）

※利用料は、1度でも利用された場合はお支払いが必要です。

(3) 放課後子ども教室と放課後児童クラブ（児童館）との違い

放課後子ども教室 【学校教育課】		放課後児童クラブ（児童館） 【児童保育課】	
目的	児童を対象に、安全で安心な居場所また遊びや自主学習を行う場所等を提供	目的	保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供
対象者	小学校1年生～6年生	対象者	小学校1年生～6年生
運営日	学校給食のある月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日、夏休み等長期休暇はお休み）	運営日	月曜日～土曜日（日曜日、祝祭日、年末年始等はお休み）
運営時間	授業終了後～17時00分	運営時間	授業終了後～最大19時00分
<u>遊びや学びの場の提供</u>		<u>働く家庭の支援</u>	

2つの施設（サービス）は、目的が異なります。

2つの施設の重複登録はできませんので、ご家庭の状況に応じて登録、利用をしてください。

(4) 運営場所及び連絡先

放課後子ども教室	運営場所	連絡先
西枇杷島放課後子ども教室	西枇杷島小学校 北館1階 2教室	052-502-2322
古城放課後子ども教室	古城小学校 体育館2階	052-502-7175
清洲放課後子ども教室	清洲小学校 体育館2階	052-400-4123
清洲東放課後子ども教室	清洲東小学校 体育館2階	052-400-8631
新川放課後子ども教室	新川小学校 北校舎1階 2教室	052-400-7680
星の宮放課後子ども教室	星の宮小学校 校舎1階 1教室	052-400-8634
桃栄放課後子ども教室	桃栄小学校 校舎1階 1教室	052-400-8635
春日放課後子ども教室	春日小学校 体育館2階	052-401-0400

※ 利用できる放課後子ども教室は、就学している小学校の施設で運営している教室のみとなります。

※ 放課後子ども教室への連絡が可能な時間は、13時30分から17時30分までとなります。その他の時間に連絡をされる場合は、清須市役所学校教育課までご連絡ください。（連絡先：052-400-2911）

(5) 教室運営

子ども教室で指導を行うのは、市で採用した指導員（コーディネーター）及び補助員となります。小学校の先生が指導することはありません。

(6) 教室でできること

① 自主的な学習

※ 宿題や学習プリント等を行う学習時間を設けておりますが、指導員や補助員から塾のような本格的な学習指導は行いません。学習の場を設けることが目的となりますので、ご理解ください。

② 遊びや運動

③ 工作等の創作活動や体験活動

④ 地域の人との交流活動

2 放課後子ども教室への参加

(1) 1日の流れ

<p>1 「参加カード」を保護者が記入します</p> 	<p>2 「参加カード」をお子さんに渡し、ランドセルに「指定リボン」をつけます</p> 
<p>3 帰りのあいさつ後、学校の指示のもと整列をし、子ども教室へ移動します</p> さようなら!	<p>4 子ども教室に入室したら、「参加カード」を提出し、参加受付をします</p> 
<p>5 指導員や補助員の指示に従い、自主的な学習や遊び等をして過ごします</p> 	<p>6 17時00分までにお迎えの大人と帰ります。このときに「参加カード」を受け取ります。</p> 

(2) 運営上のルール

- ① 17時00分までに必ずお迎えにきてください。
- ② お迎えの大人として認めている方は、保護者または親族（祖父祖母）となります。緊急の場合においてのみ、その他の方のお迎えを認めさせていただきます。
- ③ 自家用車でのお迎えは禁止とさせていただきます。
- ④ 一度、自宅に帰宅してからの参加はできません。
- ⑤ 指導員または補助員の指示は守ってください。

※ 上記ルールが守られない状況が続いた場合には、適切な運営をしていくために、登録を取消しさせていただく場合がございます。

(3) 参加カードについて

<記入例>

放課後子ども教室参加カード

● ねん ● くみ なまえ ●● ●●

月日	曜日	帰宅時刻	保護者	お迎え			
4/10	金	16:30	印	父(母)	祖父母	その他	()
4/15	水	17:00	印	父 母	祖父母	その他	(●●●●)

<注意点>

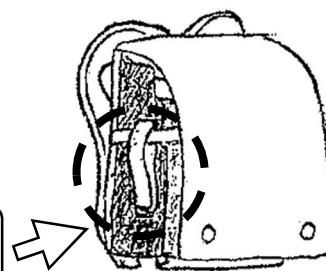
- ① 参加当日に保護者が参加カードを記入し、印鑑も忘れず押してください。
- ② 参加カードは専用のケースに入れて、お子さんに渡してください。
- ③ お迎えに来る方が分かるように○をつけてください。父母・祖父母以外の場合はその方の氏名をその他欄へ記入してください。
- ④ 参加カードは年間を通じて使用してください。記入欄が全て埋まった場合や、カードを紛失した場合は指導員または、補助員へお知らせください。
- ⑤ 参加カードを紛失した時に参加する場合は、「参加児童氏名、日付、帰宅時刻、保護者印、お迎え方法」を記入したメモをお子さんに渡してください。
- ⑥ 参加カードを持っていない場合や記入事項（特に保護者印）に漏れがある場合には、電話で確認させていただきますのでご承知おきください。
- ⑦ 参加カードを入れる専用のケースを破損または紛失した場合は、ご自身でケースをご用意ください。

(4) 指定リボンについて

<使用方法>

放課後子ども教室に参加する場合は、指定リボンをランドセル横のベルトに取り付けて、登校してください。このリボンは、学校の先生が子ども教室に行く児童であることを識別するための目印です。

このような形で取り付けてください



<リボンの作成方法>

スナップボタンまたはマジックテープを糸でリボンに取り付ける。スナップボタン等は保護者でご用意ください。



△ 「参加カードやリボンを持たせていないが急遽参加したい」等、すでにお子さんが登校している場合は、学校と放課後子ども教室の両方にご連絡をお願いします。

(詳細は本手引き8ページ目のQ&A 参照)

3 その他

(1) 利用登録の辞退・内容変更・再登録について

<利用登録の辞退について>

放課後児童クラブ（児童館）の利用に切り替えるなど、放課後子ども教室の利用を辞退される場合には、学校教育課まで電話でお問い合わせいただき、辞退を申し出てください。

<利用登録の内容変更について>

住所や連絡先等に変更があった場合は、速やかに学校教育課まで連絡をしてください。

<再登録について>

1度辞退されたご家庭でも、年度内であれば再登録は可能です。再登録の場合には、市役所窓口までお越しください。利用料を年度中に1度お支払いいただいている場合には、利用料の再徴収はいたしません。

清須市役所・学校教育課（連絡先）052-400-2911

(2) 長期休業（夏休みや冬休み等）の期間について

放課後子ども教室は長期休業中（夏休みや冬休み等）運営しておりません。この期間においては、放課後児童クラブ（児童館）との重複登録ができます。この期間のみ放課後児童クラブ（児童館）を登録される場合には、放課後子ども教室の利用登録を辞退する必要はありません。

※ 放課後児童クラブ（児童館）は、保護者が就労等により自宅を留守にしている家庭が利用できます。必ずしも放課後児童クラブを長期休業中に利用できるわけではございませんので、ご利用を考える場合には、清須市役所児童保育課または児童館までお問い合わせください。

※ 長期休業をあけてからも、放課後児童クラブ（児童館）の利用を続ける場合には、放課後子ども教室の利用登録を辞退する必要があります。

清須市役所・児童保育課（連絡先）052-400-2911

(3) インフルエンザ等による学級閉鎖の場合について

学級閉鎖が決定した当日より学級閉鎖が解除されるまでの間、該当学級のお子さんは教室に参加できません。学級閉鎖が決まり給食を食べ、下校になった場合も、その日の利用はできません。ご承知おきください。

(4) 病気やケガをしている場合の参加について

お子さんが体調を崩しているまたはケガをしている場合には、参加をお控えください。

(5) 参加中に生じた事故や急病の場合について

安全面には十分配慮いたしますが、万が一の場合の事故や急病の場合は応急手当を行うとともに保護者へ連絡します。登録申請書に記載されている緊急連絡先に連絡をしますので、電話に出られない場合は、必ず折り返し放課後子ども教室へ電話をいただきますようお願いいたします。なお、状況によってはお迎えをお願いすることもございます。

(6) 傷害保険について

子ども教室では、団体総合保障制度費用保険に加入しています。この保険は、活動中などに急激で偶然な外来の事故によって被った傷害による死亡、後遺症、入院、手術、通院を補償します。ただし、学校生活中に起きた事故については、小学校で加入している保険の対象となり、放課後子ども教室の保険の対象外となります。

<補償内容のあらまし>

- ・死亡保険金 500万円
- ・後遺症 残存した症状により500万円まで
- ・入院保険金 日額3,500円（事故発生日から180日以内）
- ・通院保険金 日額2,000円（事故発生日から90日以内）

<手続きの流れ>

- ① 保護者様から指導員に通院の報告。



指導員及び学校教育課において、事務手続き
(状況等に応じて、数日～数週間かかる場合がございます。)

- ② 保険会社より「保険金請求書兼同意書」が保護者様に届きますので、用紙を記入していただき、保険会社へ返送してください。治療が長期にわたる場合、何度か保険会社と郵送のやり取りをしていただきます。
- ③ 「保険金請求書兼同意書」をもとに保険会社より補償金が支払われます。

(7) 災害時における放課後子ども教室の開催について

<暴風警報発令または解除された場合>

	そのときの状況	開催の有無・下校方法
①	子ども教室開始前に 暴風警報が発令された場合	子ども教室は中止です。 他の児童と同様に学校の指示で下校します。
②	子ども教室参加中に 暴風警報が発令された場合	子ども教室を途中で中止しますので、お迎えをお願いいたします。 交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でもお引渡しするまでお子さんを保護していますので、速やかに迎えに来てください。
③	子ども教室開始前に 暴風警報が解除された場合	午前8時30分までに解除され、午前11時から授業が行われる場合、子ども教室は実施します。 午前11時までに解除され、授業が行われる場合、子ども教室は実施します。

<地震注意情報が発表された場合>

	そのときの状況	開催の有無・下校方法
①	子ども教室開始前に 地震注意情報が発表された場合	子ども教室は中止です。 他の児童と同様に学校の指示で下校します。
②	子ども教室参加中に 地震注意情報が発表された場合	子ども教室を途中で中止しますので、お迎えをお願いいたします。 交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でもお引渡しするまでお子さんを保護していますので、速やかに迎えに来てください。

4 利用に関するQ&A

Q1 子どもに教室に参加するよう伝え忘れてしまった・・・

今日は急遽、教室に参加してほしい・・・

参加カードとリボンを忘れて登校してしまった・・・

A1 学校と放課後子ども教室の両方にご連絡ください。放課後子ども教室に連絡をする際には、時間帯により連絡先が異なります。放課後子ども教室は13時30分より連絡がつながります。

時 間 帯	連 絡 先
8時30分～13時30分	清須市役所学校教育課
13時30分～17時30分	放課後子ども教室

※ 清須市役所学校教育課連絡先 ☎ 052-400-2911

子ども教室連絡先 ☎ 本手引き2ページ目

Q2 遠足の日に子ども教室は開催される？

A2 遠足の日に給食はありませんが、子ども教室は運営しております。参加される場合には、お子さんに必要グッズを持参させてください。

Q3 運動会の日や土曜日に行われる授業参観日に子ども教室は開催される？

A3 土曜日・日曜日・祝日であるため、子ども教室は運営しておりません。他の児童と同様に下校となります。

※ 平日に行われる授業参観日については、給食がある場合、子ども教室は運営しております。